

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 29 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

## 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2016) のご案内

クレイトン・ユッツ法律事務所は、豪州で事業機会を求める投資家や事業者の皆様への情報提供を目的として、「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は **Doing Business in Australia**）」と題する小冊子を作成しています。本稿は、対豪州投資に関して参考になるとされる主要な法律や規制の概略を幅広く紹介しています。

今般、本稿を 2014 年版から 2016 年版に改訂し、弊所ホームページに日本語版を掲載いたしましたので、お知らせいたします。今般の改訂作業では、2015 年 12 月の外資買収法の大改正を含む近時の法改正の動向を反映して記述をアップデートするとともに、各章の記載内容を充実させつつ、より分かりやすい記述を心がけました。以下のリンクからアクセスできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

なお、本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、2016 年 5 月現在（英語版作成時点）におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報提供のみを意図したものであり、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



## その他の注目のトピック

---

### 労働者派遣事業に関する許認可（ライセンス）制度の導入 （クイーンズランド州）

2017年5月25日、クイーンズランド州における労働者派遣事業に関するライセンス制度を新たに導入する法案（Labour Hire Licensing Bill 2017）が議会に提出されました。現在、豪州では、日本と異なり、いずれの州においても労働者派遣事業を行うためのライセンスは必要とされていませんが、新法案は、労働者を派遣する側だけでなく、派遣労働者を受け入れる側に対しても一定の義務を課するものとなっています。新法案の概要、ライセンス取得の要件、派遣業者の義務、義務違反に対する罰則のほか、派遣業者と受入企業の今後の対応策について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### ペナルティレートの段階的引き下げ

フェアワーク委員会は、2017年7月1日から引き下げるとしていたペナルティレート（日曜・祝日勤務に支払われる給料の割増率）について、産業・雇用形態に応じた段階的な引き下げ時期を発表しました。日曜日のペナルティレートは、ファストフード産業とホスピタリティ産業では2017年7月1日に5%、2018年と2019年の7月1日に各10%引き下げられ、小売産業と薬局産業では2017年7月1日に5%、2018年と2019年の7月1日に各15%（小売産業の臨時（Casual）従業員については各10%）引き下げられます。他方、祝日のペナルティレートは、2017年7月1日から一度に引き下げられます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### いじめ対策制度の取締役への適用

フェアワーク法上、職場でのいじめ（bullying）対策の目的においては「労働者（worker）」が幅広く定義されているため、従業員だけでなく取締役にもいじめ対策制度の適用があります。取締役が職場でいじめの対象となるケースとして、たとえば、取締役会においていじめを受けた取締役は、フェアワーク委員会に対して、いじめ行為の禁止命令を申し立てることができます。取締役会における当該いじめの申立ての根拠、取締役によって申立てがなされた場合の会社側のリスク、会社によるリスク軽減策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 労働協約のドラフトにおける注意点

労働協約において、雇用者が全従業員に対して「approved insurer」による所得保障保険を付す旨の条項に関し、「insurer」が定義されておらず「approval」手続の定めもなかったため、雇用者と労働組合との間で労働協約の解釈をめぐる紛争となった事案で、フェアワーク委員会は、労働協約を解釈する上での一般的な基準を示しました。フェアワーク委員会が示した当該基準と、紛争を予防するための労働協約のドラフト段階での注意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 動産担保法改正（動産担保リース）

2017年5月20日に動産担保法が改正され、動産担保権とみなされる動産担保リースの定義が1年以上のリースから2年以上のリースに変更されるとともに、期限の定めのない動産のリースや寄託についても2年間経過するまでは担保権と取り扱わないこととされました。今後は2年未満のリースについて、担保権としての管理（対抗要件の具備等）が不要となる点で、リース会社の手続負担が軽減されます。改正法の内容と実務対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 土地利用オンブズマンを創設する法案（クイーンズランド州）

現在、クイーンズランド州において、新たに土地利用オンブズマン（資源開発に関する契約違反の紛争を調査・解決するための独立機関）を創設する法案がパブリックコメントの手続中であり、その提出期限が2017年6月23日（金）とされています。新制度の概要と実務上の影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 労災補償の適用除外の要件についての判例

Safety, Rehabilitation and Compensation Act 1988 (Cth) は、豪州の政府職員の労災補償について定める連邦法です。同法のもとでは、人事考課や懲戒などの合理的な組織運営行為（reasonable administrative action）に起因する傷害は補償の対象外とされていますが、近時、連邦最高裁判所は、この例外が適用されるための事実的因果関係についての判断枠組みを示しました。この裁判例の内容を解説するとともに、使用者側の注意点を分析します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロークラーク 高橋輝好  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ttakahashi@claytonutz.com](mailto:ttakahashi@claytonutz.com)



ロークラーク カ石剛志  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7432  
メール：[tchikaraishi@claytonutz.com](mailto:tchikaraishi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)